

1 趣 旨

公益財団法人広島平和文化センターひろしま奨学金給付要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 取り扱い

原因		区分	原因の発生時期	奨学金の扱い (返納義務の有無)	奨学生の繰り上げの有無	繰り上げた奨学生の奨学金支給期間	提出書類
①他の奨学金等の給付を受けたこととなった場合	ア 他の奨学金より、年度始めの4月からさかのぼって支給される場合	4～8月	決定取消し (4月分から返納)	あり	さかのぼって 4月から	本人の辞退届	
		9月以降		なし	—		
	イ 他の奨学金の受給開始月が年度の途中で、その月以降分の支給となる場合	4～8月	決定変更 (新たに受給する他の奨学金の受給開始月の前月まで支給)	あり	繰り上げ月以降	本人の辞退届 他の奨学金の受給期間及び受給金額の証明となるもの	
		9月以降		なし	—		
②本人から辞退の申し出があった場合 (本人不在で当初から支給していない場合)	4～8月	—	あり	さかのぼって 4月から	本人の辞退届		
	9月以降		なし	—			
③本人から辞退の申し出があった場合(当初から支給している場合)	4～8月	支給停止 (受給資格月※まで支給)	あり	繰り上げ月以降	本人の辞退届		
	9月以降		なし	—			
④帰国等により受給資格の要件に該当しなくなった場合 ⑤課程終了後、次に在籍する大学等が確定していない場合	4～8月	支給停止 (受給資格月※まで支給)	あり	繰り上げ月以降	なし		
	9月以降		なし	—			
⑥在籍する大学等が変更になった場合で受給資格に該当しない場合	—	引き続き支給	—	—	在学証明書 (在籍先変更後、在籍する大学、大学院を通じて提出する)		
⑦同一大学等内で学部・学科等が変更になった場合 ⑧在籍する大学等に変更になった場合で受給資格に該当する場合	—		—	—			

※③～⑥において、月途中で原因が発生した場合、当該月は受給資格月とする

3 その他

上記①～⑧の定めるものの他、特別の理由による事情が発生した場合は別途協議の上決定する。